

第 27 回 磐田市都市計画審議会

議案書

第 1 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置

・・・ P 1

日 時 平成31年2月5日（火） 午前10時

場 所 磐田市役所 西庁舎 3 階304・305会議室

建築物の概要書

建築主住所氏名	松岡紙業株式会社 代表取締役 三井文雄 静岡県富士市蓼原 110 番地
敷地の位置	静岡県磐田市西島字上成橋 549-2 (市街化調整区域)
敷地面積	1,557.51 m ²
建築面積	1,069.16 m ² (全て既設)
延べ面積	1,127.48 m ² (全て既設)
構造	鉄骨造
用途	一般廃棄物処理施設
主な施設	一般廃棄物処理施設 (古紙の圧縮梱包)
処理能力	115.12 t / 日
稼働時間	8 時間
適用	建築基準法 第 51 条ただし書きの規定による。

理由

松岡紙業株式会社は、申請地において産業廃棄物及び有価の古紙の圧縮梱包を行っているが、現在富士市の工場で処理している磐田市内で発生した一般廃棄物の古紙についても、申請地において圧縮梱包を行うことを計画している。

一般廃棄物の古紙を圧縮梱包する際の1日の最大処理能力は、建築基準法第51条の規定が適用される一般廃棄物の処理能力5 t/日を超える予定である。

このことにより、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要となった。